２　法第七百四十七条の五の二第一項に規定する特定納税者等宛通知により通知した事項で総務省令で定めるもの及び同種の特定納税者等宛通知により将来において通知する事項で総務省令で定めるもの並びに同条第二項に規定する総務省令で定める事項は、納税者の住所とする。

３　地方団体の長は、既通知内容（法第七百四十七条の五の二第一項に規定する既通知内容をいう。以下この項において同じ。）又は通知内容（同条第二項に規定する通知内容をいう。以下この項において同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により同条第一項の申出をした者（以下この項において「申出者」という。）に提供する場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従い、次の各号の順序により、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　地方団体の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された申出者又は法第七百四十七条の五の二第一項の申出をすることが見込まれる者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報を、機構の使用に係る電子計算機に備えられた地方団体ファイル（専ら当該地方団体の長の使用の用に供せられるファイルをいう。）に記録すること。

二　申出者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報が、機構の使用に係る電子計算機から当該申出者の使用に係る電子計算機に送信されること。

第三十一条の十中「（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）」を削る。

附則第二条の九第一項中「第四十五条の二十一の十第一項第三号」を「第四十五条の二十一の十四第一項第三号」に、「第四十五条の二十一の八第一項」を「第四十五条の二十一の十二第一項」に改め、同条第二項中「第四十五条の二十一の十三第一項第三号」を「第四十五条の二十一の十七第一項第三号」に、「第四十五条の二十一の十一第一項」を「第四十五条の二十一の十五第一項」に改め、同条第三項中「電気事業法施行規則第四十五条の二十一の九第一項」を「電気事業法第二十七条の二十九の二第一項」に改め、同条第四項中「第四十五条の二十一の十第一項」を「第四十五条の二十一の十四第一項」に、「第四十五条の二十一の十三第一項」を「第四十五条の二十一の十七第一項」に改める。

附則第三条の二の二十二を削り、附則第三条の二の二十三を附則第三条の二の二十二とし、附則第三条の二の二十四を附則第三条の二の二十三とする。

附則第四条の見出し中「附則第十条」を「附則第九条の三」に改め、同条第一項中「附則第十条第三項」を「附則第九条の三第三項」に改め、同項第一号中「附則第十条第十七項」を「附則第九条の三第十七項」に改め、同条第三項中「附則第十条第五項」を「附則第九条の三第五項」に改め、同条第四項中「附則第十条第六項」を「附則第九条の三第六項」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「附則第十条第七項」を「附則第九条の三第七項」に改め、同条第八項中「附則第十条第九項」を「附則第九条の三第九項」に改め、同条第九項中「附則第十条第十二項」を「附則第九条の三第十四項」に改め、同条第十二項中「附則第十条第十六項」を「附則第九条の三第十六項」に改め、同条第十四項中「附則第十条第十八項」を「附則第九条の三第十八項」に改め、同条第十五項中「附則第十条第二十一項」を「附則第九条の三第二十一項」に改める。

附則第四条の二から第四条の六までを次のように改める。

（葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱する方法）

第四条の二　法附則第十二条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより直接加熱することは、当該加熱式たばこに係る喫煙用具の熱源を用いて当該葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。次条第一号において同じ。）を原料の全部又は一部としたものを直接加熱することによるものとする。

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第四条の三　法附則第十二条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、フィルター（当該フィルターに次に掲げるものが含まれている場合には、これらのものを除く。）のほか、次に掲げるもの以外のものとする。

一　葉たばこ

二　加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物

三　前二号に掲げるもののほか、香味を付けること等により喫煙の効用に直接的な影響を与えるものと認められるもの

第四条の四から第四条の六まで　削除

附則第四条の七第一項中「附則第十条の二の二第三項」を「附則第十条の二の二第四項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項」に改め、同条第四項から第九項までの規定中「附則第十条の二の二第八項の表」を「附則第十条の二の二第九項の表」に改める。

附則第四条の八第二項中「附則第十条の二の二第九項」を「附則第十条の二の二第十項」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の二第十一項」を「附則第十条の二の二第十二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例）

第四条の八の二　法附則第十二条の二の七の二第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　製造を行う者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二　業種

三　法第百四十四条の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証の番号

四　製造を行う場所

五　製造を行う期間の初日及び末日の年月日

２　法附則第十二条の二の七の二第三項の規定により届出をしようとする特例対象事業者は、製造を行おうとする日の五日前までに第十六号の十六の三様式による届出書に次に掲げる書類を添付して、これを法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならない。

一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類

二　前号に掲げるもののほか、当該道府県知事が当該届出書に記載された事項についての事実を証する書類として特に必要と認める書類

３　法附則第十二条の二の七の二第四項の規定により届出をしようとする特例対象事業者は、遅滞なく、当該異動に係る事項を記載した第十六号の十六の三様式による届出書を、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならない。

４　法附則第十二条の二の七の二第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　引取りを行つた法第百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油（次号及び第三号において「免税軽油」という。）の数量及び引取りを行つた年月日並びに引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者の事務所又は事業所の名称及び所在地

二　各月末日における免税軽油の在庫数量

三　消費又は給油した免税軽油の数量及び消費又は給油の年月日